資料１

議案第　号

富里市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

１　改正の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成３０年政令第１２５号）の施行により，市国民健康保険税条例にも改正を加える必要が生じたため。

２　改正内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を「５４万円」から「５８万円」に改める。

	課税限度額	
	改正後	改正前
基礎課税額	５８万円	５４万円
後期高齢者支援金等課税額	１９万円	１９万円
介護納付金課税額	１６万円	１６万円
合計	９３万円	８９万円

※後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額は，「改正なし」

３　課税限度額対象世帯数

国保世帯数　９，３２７世帯（平成３０年６月２９日現在）

	改正後	改正前	増減
基礎課税額	１７２世帯 （国保世帯のうち １．８４％）	２０１世帯 （国保世帯のうち ２．１６％）	▲２９世帯

４　改正による国民健康保険税（調定額）の増加見込額

（平成３０年６月２９日賦課基準）

	増加見込額
基礎課税額	７，４４５，９４２円

５　施行期日

平成３１年４月１日